

関係行政機関に対する協力依頼について（案）

令和2年12月15日
原子力規制庁

火山現象に係る予報及び警報、観測の成果の収集及び発表等に関する事務を所掌している気象庁と、火山活動に伴う地殻変動を監視している国土地理院においては、それぞれの機関が有する火山観測結果及び火山活動情報が、核燃料施設事業者が行う火山モニタリングの基礎データとなっている。

このため、火山部会における調査審議を行う上で両機関が有する情報が重要であり、部会の所掌事務の遂行のためには気象庁及び国土地理院の協力が不可欠であると考えられる。

よって、核燃料安全専門審査会は、別紙のとおり、核燃料安全専門審査会令(平成二十四年政令第二百三十二号)第六条に基づき、気象庁及び国土地理院の長に対し必要な協力を求めることとする。

（案）

年 月 日

別記宛て（各通）

核燃料安全専門審査会会長 名
（公印省略）

核燃料安全専門審査会火山部会への協力依頼

原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が行う火山モニタリングの結果についての評価と同様に、核燃料施設事業者が行う火山モニタリングの結果についても評価することとしている。核燃料安全専門審査会は、核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について、調査審議を行い、助言を行うように指示を受けている。

核燃料安全専門審査会は同事項について、火山部会において調査審議することとしており、貴庁においては行政機関として直接火山観測に携わっている立場から、同部会における調査審議に協力いただきたく、貴庁に対し核燃料安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十二号）第六条に基づき、下記のとおり協力を依頼する。

記

火山部会会合への出席及び観測データや公表した情報に関する説明等

(別記)

国土交通省気象庁長官 関田 康雄

国土交通省国土地理院長 野田 勝